

令和7年度北遠総合庁舎設備保守・保安警備・清掃・環境衛生管理業務委託契約書

静岡県西部農林事務所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、令和7年度北遠総合庁舎設備保守・保安警備・清掃・環境衛生管理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の静岡県北遠総合庁舎に係る業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 総合庁舎設備保守管理業務
- (2) 総合庁舎保安警備業務
- (3) 総合庁舎清掃業務
- (4) 総合庁舎環境衛生管理業務

2 委託業務の内容は、各業務の別添仕様書に定めるものとする。

（注意義務）

第2条 乙は、仕様書に基づき、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託費）

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
金 円（うち消費税額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

3 委託費の内訳は、次のとおりとする。

委託業務名	実施回数等	年額（円）	1か月	1回当たり
総合庁舎設備保守管理業務 ・ 設備保守	年 間	円	円	
総合庁舎保安警備業務 ・ 通常警備 ・ 臨時警備	年 間 1 回	円 円	円	

委託業務名	実施回数等	年額（円）	1 か月	1 回当り
総合庁舎清掃業務				
・ 日常清掃	年 間	円	円	
・ 定期清掃	年 1 回	円		
・ ガラス清掃	年 1 回	円		
・ 落葉清掃	年 20 回	円		円
総合庁舎環境衛生管理業務				
・ 環境衛生管理技術料	年 間	円	円	
・ 空気環境測定	年 6 回	円		円
・ 水質検査				
全項目検査	年 1 回	円		
16 項目（一部省略可）検査	年 1 回	円		
（総トリハロメタン検査を含む）				
・ 飲料水用貯水槽清掃	年 1 回	円		
・ 照度検査	年 2 回	円		円
・ 害虫駆除	年 2 回	円		円
・ 地下重油タンク点検	年 1 回	円		
・ 雑用水大腸菌検査	年 6 回	円		円
合 計		円		

4 乙は、当該月分の委託業務終了後、甲に請求書を提出し、甲は、当該月分の委託業務の履行及び請求書の内容が適正であると認めたときは、乙に対し当該月分の委託費を請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第 5 条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第 6 条 乙は、別添仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

2 乙は、毎日委託業務終了後は所定の業務日誌等を作成し、甲に提出し承認を得なければならない。

（委託業務実施計画書）

第 7 条 乙は、委託業務実施計画書を作成し、この契約締結後 10 日以内に甲に提出してその承認を得なければならない。

（臨機の措置）

第 8 条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(機密漏えいの禁止)

第9条 乙は、委託業務実施中に知り得た機密及び甲の行政事務で一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。

(調査等)

第10条 甲は、乙の委託業務の処理状況について随時に調査し、若しくは、必要な報告を求め、又は、委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。

(5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第13条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第15条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(委託費の処理)

第16条 甲又は乙が第12条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第17条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第18条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

住 所 静岡県浜松市中央区中央一丁目 12 番 1 号

氏 名 静岡県西部農林事務所長

(乙)

住 所

氏 名